

議 事 録

令和 6 年度四万十町農業委員会 3 月総会

日 時 令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 1 時 30 分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的ホール

日 程

- | | | |
|------|----------|-------------------------------------|
| 第 1 | 指定第 27 号 | 会期の決定について |
| 第 2 | 指定第 28 号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 報告第 28 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について |
| 第 4 | 報告第 29 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 第 5 | 報告第 30 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第 6 | 議案第 50 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第 7 | 議案第 51 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 8 | 議案第 52 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第 9 | 議案第 53 号 | 四万十町農業振興地域整備計画の変更について |
| 第 10 | 議案第 54 号 | 令和 7 年農作業標準賃金の設定について |
| 第 11 | 議案第 55 号 | 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 第 12 | 報告第 31 号 | 令和 6 年度四万十町農業委員会活動報告について |
| 第 13 | 議案第 56 号 | 令和 7 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について |
| 第 14 | その他 | |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠席 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 欠席 | 34. 平野 直人 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 21 岡村 博晶 | 33 橋本 健太郎 | 35 山崎 力 |
|----------|-----------|---------|

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、出席していただきまして誠にありがとうございます。季節の方本当に暖かくなってまいりまして、桜の方も23日には高知市で開花をいたしまして、昨日今日あたり、四万十町も一気に今朝咲いちゃったかなと思ってたら昼には結構咲いておりまして、一気にこの2、3日の暖かさで桜が開花になりました。本当、春本番という形になってまいりました。それとまた春の風物詩でもあります。黄砂も今日は飛んでいるようです。これから暖かくなりまして、本格的な春になりますが、いろいろと頑張っていたきたいと思います。今日のこの総会で今年度は一応終了になります。4月から新年度になるわけですが。本年度の大きな目標の一つでもありました、地域計画、目標地図の策定が先月皆さんにも見ていただきましたが、無事完了いたしました。皆さんにも、事務局にも大変お世話になって、やっと念願の目標地図、地域計画はできましたこととお礼申し上げたいと思います。次年度につきましても、皆様方にいろいろとお世話になることもたくさんあるかと思うので、またその時にはよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に一つ最近、特に山火事が本当に多くなっております。だいぶ前には、アメリカのロサンゼルスで大きな山火事すごいね、あんなことがあるがやねと思ってましたら、やっぱり日本でも岩手県でしたが、大船渡の周辺で大きな山火事がありました。今また愛媛県今治、それから岡山でも今現在も燃えております。火事に気をつけて、また体にも気をつけて、新年度、頑張っていたきたいと思います。それでは、本年度最後になりますが、3月総会をただいまより始めたいと思います。よろしく願いをいたします。それと、局長が言いました通り、本当に今日案件がたくさんありますので、スムーズな進行どうかよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会3月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は議席番号38番秋田公幸委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

38番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗 読 ～

議長

本日の会議に、21番、岡村博晶委員、33番、橋本健太郎委員、35番、山崎力委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 27 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和 6 年度四万十町農業委員会 3 月総会の会期は、令和 7 年 3 月 26 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 28 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 16 番宮脇眞弓委員と 22 番掛水誠幸委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第 3、報告第 28 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 28 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説明します。議案書は、3 ページからです。件数は窪川地域 4 件、西部地域 2 件、計 6 件です。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 番

土地の所在地、天ノ川字大和田 304 番 1、地目、田、面積 1,392 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 計 3,619 m²です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日は令和 7 年 2 月 17 日、引渡年月日は令和 7 年 3 月 17 日です。

番号 2 番

土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式 8 番 1、地目、田、面積 964 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 計 987 m²です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日は令和 7 年 2 月 17 日、引渡年月日は令和 7 年 3 月 17 日です。

番号 3 番

土地の所在地、天ノ川字クボノヲク 96 番、地目、畑、面積 1,867 m²です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日は令和 7 年 2 月 17 日、引渡年月日は令和 7 年 3 月 17 日です。

番号 4 番

土地の所在地、天ノ川字クボノヲク 102 番、地目、畑、面積 919 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積 計 7,594 m²です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日は令和 7 年 2 月 17 日、引渡年月日は令和 7 年 3 月 17 日です。以上になり

ます。

続いて西部地域です。

番号 5 番

土地の所在地、上宮字宮ノナロ 909 番、地目、田、面積は 1,360 m²、外 2 筆あり計 3 筆、面積は 4,874 m²です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日、引渡年月日ともに、令和 7 年 3 月 1 日です。

番号 6 番

土地の所在地、大正字ヤカイチ 1528 番、地目、田、面積は 959 m²、外 2 筆あり計 3 筆、面積は 2,371 m²です。

解約事由は、双方合意。

合意年月日、引渡年月日ともに、令和 7 年 3 月 10 日です。報告は以上です。

議長

報告第 28 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 28 号は終わります。

議長

続いて、日程第 4、報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」をご説明します。

ページは 5 ページです。件数は、西部地域からの 1 件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 について説明します。土地の所在、河内字河内ノモト 248 番 1、地目畑、面積 237 m²。外 10 筆あり、合計 11 筆で、面積が 2,264.81 m²です。

届出日、令和 7 年 3 月 10 日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長

報告第 29 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務局処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 29 号は終わります。

議長

続いて、日程第 5、報告第 30 号「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 30 号、四万十町非農地証明発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は 6 ページをご覧ください。添付資料は 1 ページです。今月は西部地域から 2 件です。

番号 1、土地の所在地、大井川字シモ落田 1646 番 1、地目畑、面積 356 m²。外 3 筆あり計 4 筆、面積は 537 m²です。

申請地は、平成7年頃より不耕作であり、現在は原野となっております。四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4「証明基準のウ やむを得ない事情」によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和7年2月19日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。

続いて番号2、土地の所在地、弘瀬字梅ノクボ351番2、地目田、面積41㎡です。

申請地は、平成5年1月2日より建物敷地となっております。四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4「証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地」のため非農地であると認め、令和7年2月25日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。

番号1番について補足です。こちらの4筆について写真ではちょっと伝わりにくいのですが、全体的に大きな石が多くあり耕作ができない状態となっております。報告は以上です。

議長 報告第30号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第30号は終わります。

議長 続いて、日程第6、議案第50号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。

議案書は7ページからです。申請地の位置は添付資料の6ページからになります。件数につきましては窪川地域の2件、西部地域の1件、計3件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番

土地の所在地、平串字大道切482番1、地目、田、面積、697㎡、外12筆あり、合計13筆、面積、計15,551㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は、本人希望 譲受理由は相手方の要望です。

申請地では、水稻と野菜を栽培する計画となっております。

番号2番

土地の所在地、米奥字奥ノ谷258番1、地目、畑、面積、39㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計94㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は、相手方の要望 譲受理由は本人希望です。

申請地では、野菜を栽培する計画となっております。以上です。

続きまして西部地域です。

番号3について説明します。

土地の所在地、木屋ヶ内字田ノ畝146番1、現況地目畑、面積160㎡です。

権利事由は、所有権移転の売買になります。

譲渡理由は、相手の要望、譲受理由は、本人希望です。

申請地では、野菜を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第50号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。29番石田芳秋委員。

29番

3月24日に譲受人25日に譲渡人と面談の上、確認いたしました。

現況はこの地図のとおりまだ基盤整備をされてない未整備の田んぼになっておりますが、譲受人に聞いた話によりますとこの地域で今後、ただでできる基盤整備の事業がありますが、それに取り組んでいて、もっと効率よく田んぼを耕作したいということで、この地区で話が進んでいるということです。譲受人は、農地を効率的に利用し、父親の協力も得ながら、本人だけでなく年間150日以上農作業に従事しているということを確認しております。

それから取得する農地の周辺に迷惑をかけるというようなこともないということも確認しております。譲渡人は、すでに高齢でして自分で耕作もしておりませんので誰かええ方がおったら譲りたいという意志でした。譲受人は、農業だけでなく地域の中心的人物ですので今回の譲渡については問題ないと判断いたしました。以上です。

議長

続きまして、番号2番について。6番下元誠一郎委員。

6番

番号2番についてですが、3月19日に譲受人と会い現地確認もしてまいりました。現況は畑であり、譲受人は年間150日以上、農作業に従事していることを確認しております。農地を効率的に利用しており、取得する農地の周辺農地には悪影響も与えないことも確認しております。譲受人は3年ぐらい前に、地元に戻ってきたということでもう年金生活で何もすることがないので家庭菜園で、いろんな野菜を作りたいという意向がありまして売買に至ったということでした。今後も季節ごとの野菜を作っていくということでした。以上、番号2番については問題ないこと確認しました。以上です。

議長

続きまして、番号3番について。39番梶原美智委員。

39番

3番について説明いたします。22日に譲受人から電話で聞き取りをいたしました。現状は、畑であることを確認しています。

譲受人は農地を有効的に利用していて、150日以上、農作業に従事しています。取得する農地の周辺には、悪影響を与えないことも確認しています。この場所は譲受人の所有地と隣接しており、譲受人から売ってほしいとお願いをして売買に至ったとのことでした。以上で問題ないと判断いたしました。

議長

議案第50号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。
議案書は 9 ページです。今月は窪川地域の 3 件です。
番号 1 添付資料は 9 ページ、10 ページです。
申請地は、2 筆。
土地の所在、平串字笹岡屋敷 470 番 15、地目田、面積 98 m²、同所字同 470 番 17、地目田、面積 60 m²、合計 2 筆、158 m²の農地です。
権利事由は、所有権の移転です。
譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。
転用目的は、駐車場の新設です。
転用理由ですが、譲受人は自宅で自営業を営んでおり、現在 470 番 12 の宅地敷地内を自家用車と来客の車の駐車場としておりましたが、事業拡大に伴い来客数が増えたため、新たに駐車場を整備するものです。
農地区分ですが、申請地は第 3 種農地の要件の一つである、「インターチェンジから 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。
転用計画につきましては、10 ページの土地利用計画図に示している形で、駐車場、進入路の一部として整備する計画です。
周囲の状況・影響についてですが、周辺は宅地と譲渡人の農地のみであり、特に影響はないものと考えています。
土地の造成計画については特になく、整地後、全面砂利敷とします。
進入計画については、東側の国道から譲受人所有地を経由し、直接進入します。
進入路の取り合わせ工事などは特にありません。
排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透とします。

資金計画については、銀行の通帳残高により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1番は以上です。

つづきまして、番号2

添付資料は11ページ、12ページです。

申請地は、2筆

土地の所在、平串字笹岡屋敷470番1、地目 田、面積75㎡、同所字同470番14、地目田、面積154㎡、合計2筆、229㎡の農地です。

権利事由は、所有権の移転です。

譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。

転用目的は、車庫の新設です。

転用理由ですが、現在、譲受人の妻が自宅にてサロン(ネイル)を営んでおりますが、手狭になってきたため、既存の車庫を改装し店舗として利用することとし、その前のスペースを来客用の駐車場として利用する計画としており、そのため、自宅裏の470番1に新たに車庫を新築するとともに、当該車庫への進入路として470番14を利用するものです。

農地区分ですが、申請地は第3種農地の要件の一つである、「インターチェンジから300m以内にある農地」に該当するため、第3種農地と判断しています。

転用計画につきましては、12ページの土地利用計画図に示している形で、車庫、進入路を整備する計画です。

周囲の状況・影響についてですが、周辺は宅地と譲渡人の農地のみであり、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特になく、整地後、全面砂利敷とします。

進入計画については、譲受人の宅地から直接進入します。進入路の取り合わせ工事などは特にありません。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透とします。

資金計画については、銀行の通帳残高により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号2番は以上です。

つづきまして、番号3。

添付資料は13ページから17ページです。

申請地は、1筆

土地の所在、若井川字ビシャゴ931番1、地目、畑、面積904㎡の内350.95㎡の農地です。申請地は分筆を予定しておりまして、申請地が現況地番と同じ931番1、残地部分が931番3の予定地番としております。

権利事由は、使用貸借権の設定です。

貸人・借人は記載のとおりです。

転用目的は、農業用施設への転用。

転用理由は、生姜の予冷库、及び倉庫兼作業場の新設です。

農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しております。

転用計画につきましては、15ページの土地利用計画図に示している形で、予冷库、倉庫兼作業場を整備する計画です。

周囲の状況・影響についてですが、北側は原野と雑種地、東側と南側は山林、西側は貸人所有農地で、農業用倉庫が建っており、特に農地への影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特になく、整地は土間をコンクリート打設とします。

進入計画については、北側の隣接地である 932 番 5、932 番 4、932 番 6 を通って進入します。なお、通行の承諾書が添付されております。

排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び南面水路に排水します。作業場からの排水は排水ピットから既存の排水路に排水します。

資金計画については、銀行の融資見込証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 51 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番、2 番について、29 番石田芳秋委員。

29 番 3 月 20 日に譲渡人、譲受人に確認いたしました。

事務局の説明の通り、もうすでに家が建っているところの周りを少し駐車場に広げるということですので、許可があり次第着工したいということです。それから必要最低限の計画で問題ないと判断いたします。それから取得する土地の周囲には農地はほとんどありませんので、農地に対する影響は全くないと判断いたしました。

それから番号 2 ですが、これも 3 月 20 日に譲渡人に 3 月 22 日に譲受人に確認いたしました。これも同じく許可があり次第、着手するということを確認しております。それから必要最低限の計画で問題ないと考えます。そして、土地もこれもすでに宅地の回りということで、ほとんど整備出来ているような状況で、周りに農地はありませんので、影響はないと判断いたします。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番について。23 番西内一隆委員。

23 番 番号 3 について、3 月 23 日に現地で申請人の代表者と確認しました。農業用倉庫 2 棟を建設する計画で排水計画も問題なく、許可下り次第着工する予定だそうです。隣接地番 932 の 6 番の土地に一部建物がかかっておりますが、申請人の奥さんが所有する原野を一部利用するそうです。農地の転用の使用貸借権の設定は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 51 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定
について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を
議題とします。議案第 52 号番号 45 番は、議席番号 30 番澤田憲男委員が、番号 46 番及
び 47 番は、議席番号 36 番上野渡委員が、番号 48 番から 50 番は議席番号 18 番 吉田
健夫委員が、それぞれ四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触し
ますので、まず番号 1 番から 44 番までの審議、採決を行い、その後、番号 45 番からそ
れぞれ退席いただき、順次、審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案
書は 10 ページからです。添付資料については 18 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 7 年 3 月 27 日付で公告し
たい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第 1 項の規定によ
り、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 16 件、西部地域 34 件の計 50 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案
書のとおりです。

番号 1 番から番号 3 番は受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 1 番、土地の所在地、金上野字下向 1915 番、地目、田、面積 2,280 m²、外 4 筆
あり、合計 5 筆、面積 計 6,198 m²です。

番号 2 番、土地の所在地、金上野字下向 30 番 1、地目、田、面積 770 m²、外 2 筆あ
り、合計 3 筆、面積 計 5,905 m²です。

番号 3 番、土地の所在地、金上野字堂免 1217 番 1、地目、田、面積 1,587 m²、外 2
筆あり、合計 3 筆、面積 計 2,963 m²です。

設定は更新になります。期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 1 年です。
作物は水稻と生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 4 番から番号 7 番まで受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 4 番、土地の所在地、東川角字横田甲 1205 番、地目、田、面積 1,591 m²、外 1
筆あり、合計 2 筆、面積 計 5,660 m²です。

番号 5 番、土地の所在地、東川角字南才能甲 1270 番、地目、田、面積 3,325 m²です。

番号 6 番、土地の所在地、東川角字北才能甲 1285 番、地目、田、面積 2,706 m²、外
2 筆あり、合計 3 筆、面積 計 8,681 m²です。

番号 7 番、土地の所在地、東川角字東高岡甲 1153 番、地目、田、面積 2,480 m²です。

設定は番号 4 番から番号 6 番が更新、番号 7 番が新規になります。

期間は番号4番から番号6番が令和7年5月1日から令和12年4月30日、番号7番が令和7年3月37日から令和12年3月26日の5年です。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号8番と番号9番は受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号8番、土地の所在地、口神ノ川字チカラ石1055番、地目、田、面積383㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計849㎡です。

番号9番、土地の所在地、口神ノ川字中ケ市1774番、地目、田、面積は1,410㎡です。

設定は新規になります。

期間は令和7年3月27日から令和12年3月26日の5年です。

作物はかぼちゃと水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号10番 土地の所在地、東大奈路字宮ノ下539番、地目、田、面積1,991㎡、外5筆あり、合計6筆、面積、計10,306㎡です。

設定は新規になります。

期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年です。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号11番と番号12番は受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号11番、土地の所在地、下呉地字下影野772番、地目、田、面積1,763㎡です。

番号12番、土地の所在地、下呉地字下影野755番、地目、田、面積、921㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計3,719㎡です。

設定は更新になります。

期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年です。

作物は水稻とソルゴーを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号13番、土地の所在地、黒石字於藤畑1364番、地目、田、登記面積3,372㎡のうち現況面積2,409㎡です。

設定は新規になります。

期間は令和7年3月37日から令和12年3月26日の5年です。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号14番と番号15番は農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。

番号14番、土地の所在地、宮内字傳之丞屋式2154番、地目、田、面積2,062㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計3,626㎡です。

設定は新規になります。

期間は令和7年3月27日から令和17年3月26日の10年です。

作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号15番、土地の所在地、窪川中津川字下栗ノ木723番2、地目、田、面積、1,380㎡です。

設定は新規になります。

期間は令和7年3月27日から令和17年3月26日の10年です。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

1番から15番までの説明は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号 16 番、土地の所在地、上宮字宮ノナロ 909 番、地目田、面積 1,360 m²です。

外 2 筆あり計 3 筆、面積は 4874 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間、作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 17 番、土地の所在地、大正字アラセノ上 770 番 1、地目田、面積 784 m²です。

外 1 筆あり計 2 筆、面積は 1,188 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。

作物は芋を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 18 番、土地の所在地、大正字アラセノ上 760 番 1、地目田、面積 1,012 m²です。

外 1 筆あり計 2 筆、面積は 1,553 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。

作物は芋を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 19 番、土地の所在地、大正字中屋敷 1620 番、地目田、面積 967 m²です。

外 4 筆あり計 5 筆、面積は 3,454 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 20 番、土地の所在地、江師字クレノクボ 809 番 1、地目田、面積 612 m²です。

外 1 筆あり計 2 筆、面積は 1,684 m²です。

設定は更新になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 21 番、土地の所在地、大正字押川 1552 番 1、地目田、面積 661 m²です。

外 2 筆あり計 3 筆、面積は 4,847 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 22、土地の所在地、大正字向ヤ式 1560 番 1、地目田、面積 779 m²です。

外 3 筆あり計 4 筆、面積は 4,295 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 23 番、土地の所在地、大正字ヤカイチ 1528 番、地目田、面積 959 m²です。

外 2 筆あり計 3 筆、面積は 2,371 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 24 番、土地の所在地、江師字クレノクボ 815 番、地目田、面積 2,404 m²です。
外 4 筆あり計 5 筆、面積は 5,883 m²です。

設定は 815 番が新規、外 4 筆が更新になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。

作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 25、土地の所在地、江師字丸太 841 番、地目田、面積 1,844 m²です。

設定は更新になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 26、土地の所在地、大正字阿川駄場 776 番 2 のア、現況地目畑、面積 101 m²です。
外 12 筆あり計 13 筆、面積は 8,298 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間。

作物は落花生を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 27 番、土地の所在地、江師字イツイ谷 70 番、地目田、面積 1,442 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 28 番から 35 番は利用権の設定を受けるものが同じであり、期間や権利の種類が同じなためまとめてご説明します。

番号 28 番、土地の所在地、江師字クレノクボ 812 番、地目田、面積 1,463 m²です。
外 1 筆あり計 2 筆、面積は 3,060 m²です。

番号 29 番、土地の所在地、江師字シモホリタ 805 番、地目田、面積 676 m²です。外 3 筆あり計 4 筆、面積は 3,711 m²です。

番号 30 番、土地の所在地、下津井字住吉元 151 番、地目田、面積 1,251 m²です。外 2 筆あり計 3 筆、面積は 3,363 m²です。

番号 31 番、土地の所在地、下津井字住吉元 153 番 1、地目田、面積 1,547 m²です。
外 1 筆あり計 2 筆、面積は 2,860 m²です。

番号 32 番、土地の所在地、下津井字カンジキ 117 番 1、地目田、面積 852 m²です。
外 2 筆あり計 3 筆、面積は 2,764 m²です。

番号 33 番、土地の所在地、下津井字カンジキ 122 番 3、地目田、面積 974 m²です。
外 1 筆あり計 2 筆、面積は 1,648 m²です。

番号 34 番、土地の所在地、下津井字シンカイ 573 番、地目田、面積 2,240 m²です。
外 1 筆あり計 2 筆、面積は 3,278 m²です。

番号 35 土地の所在地、下津井字カンジキ 125 番 1、地目田、面積 766 m²です。外 3 筆あり計 4 筆、面積は 3,131 m²です。

設定は番号 28, 30, 31, 32, 33, 34, 35 が新規、番号 29 が更新になります。

期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 36 番、土地の所在地、木屋ヶ内字下モ久保 738 番、地目田、面積 2,257 m²です。
外 1 筆あり計 2 筆、面積は 3,492 m²です。

設定は新規になります。

期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号37番、土地の所在地、木屋ヶ内字門田754番、地目田、面積1,322㎡です。

設定は新規になります。

期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号38番、土地の所在地、大井川字沖重2566番、地目田、面積595㎡です。外1筆あり計2筆、面積は1,044㎡です。設定は更新になります。

期間は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号39番、土地の所在地、大井川字中嶋506番1、地目田、面積1,059㎡です。外1筆あり計2筆、面積は2,121㎡です。

設定は更新になります。

期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号40番、土地の所在地、大井川字奈路1550番1、地目田、面積1,709㎡です。

設定は更新になります。

期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。

作物は落花生を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号41、42、43、44は農地中間管理機構の一括方式になります。

番号41番、土地の所在地、大井川字アガリ1011番、地目畑、面積、240㎡です。外2筆あり計3筆、面積は1,241㎡です。

設定は新規になります。

期間は、令和7年3月27日から令和12年3月26日までの5年になります。

作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号42番、土地の所在地、大井川字アガリ1020番6、地目畑、面積208㎡です。

設定は新規になります。

期間は、令和7年3月27日から令和12年3月26日までの5年間。

作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号43番、土地の所在地、河内字ゲンザイコ333番2、地目田、面積1,345㎡です。外1筆あり計2、面積は2,809㎡です。

設定は新規になります。

期間は、令和7年3月27日から令和12年3月26日までの5年間。

作物は栗を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号44番、土地の所在地、井崎字マツバノクリ307番8、地目田、面積664㎡。

設定は新規になります。

期間は、令和7年3月27日から令和12年3月26日までの5年間。

作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第 52 号、番号 1 番から番号 44 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。番号 1 番から 3 番まで、20 番中城康子委員。

20 番 3 月 19 日に借受人、貸出人双方から面接をしました。仮受人は認定農業者でもあり、地域の担い手で活躍してくださっております。内容も利用集積計画の通りです。再設定でもあり、また、この方は非常に管理も良くしておりますので。特に問題がないと考えます。以上です。

議長 続きまして、番号 4 番から 7 番まで。22 番掛水誠幸委員。

22 番 4 番から 7 番までは設定を受けるものが同一ですので、一緒に説明をさせていただきます。3 月 22 日の土曜日に、現地調査を含め、借受人の方と聞き取り調査をしました。

4、5、6 番につきましては、電話連絡にて、町外の方がおりますので 6 番については、特に住所は町内になってますが、5 番と 6 番は親子関係ですので、利用権を設定するの方が息子さんの方から電話にて確認をさせていただきました。7 番だけがどうしても電話に出てくれません。20 回以上電話をしましたが、ずっと話中で、日中、夜、いろんな時間帯にかけましたが、ずっと話中で確認が取れませんでした。自宅の方へもお伺いしましたが、何回もお伺いしてもどうしても留守でした。ということで、7 番だけが利用権を設定する者の方からの確認が取れておりませんが、利用権の設定を受ける者の方の確認によりますと、田んぼも全部見せていただきましたが、綺麗に管理されており利用権を受ける者については、会社へ勤務しもって水稻をやるということで自分の持っている土地は約一町、借受したのを含めると約 3 町 2 反の米の生産をされておる農家でありまして、本人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手であります。

さっき言いましたように、土地については綺麗に管理されておりました。4、5、6 についてはですね、更新でありまして、特に問題はないと思いますと。それと、7 番につきましても、一応、今までずっとですね、設定を受ける者が耕作をしておったということで、今回、法改正も含めてですね、議案に上がってきたというところで、特に問題ないものと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号 8 番、9 番一括をお願いします。3 番谷脇誠郎委員。

3 番 8 番と 9 番借受人が、同一でございます。

一緒に説明とさせていただきます。まず 8 番、3 月 24 日に借受人の方と面談をしました。この方は高知市から I ターンで四万十町にやってきました、地元の方と結婚をして、今、奥さんの実家の土地と口神ノ川の土地の 2 箇所を手広く農業を行っておる方です。150 日の農作業に従事していることを確認もしております。また認定農業者でもあります。それから貸出人の方とも、その日に自宅で話を聞きました。この方ほぼ自宅近くに農地があるんですけれども、この案件の土地だけ、離れて、機械の運搬も大変だったというところ、高齢にもなり、昨年に奥さんも亡くされたということで、話があって、貸し出すことにしたということでした。特に問題はないと判断をしました。

番号 9 番ですけれども、ここは継続の更新ということで貸出人の方はですね、家は空

き家になっております。息子さんが県外の方におりまして、名義が残っているということです。特に問題はないと考えます。以上です。

議長 続きまして、番号 10 番について。1 番山部洋平委員。

1 番 番号 10 番について 21 日に借受人から確認をしました。借受人は先月の議案にも出てこられた方で、今年 1 月から認定新規就農者として親元就農もされていて、将来的に引き継いで地域の担い手となられる方です。また、年間 270 日の農作業従事日数を予定していて農地の効率的な利用にも今後努められるということです。

また同日 21 日に農地の現況確認も行い、農用地利用集積計画の記載内容に相違なく、また周辺農地に悪影響も与えないことを確認しており、新規ですが親元就農ということでまたロータリー耕耘もされており、やる気十分ということで、特に問題ないと判断をさせていただきます。

議長 続きまして、番号 11 番、12 番一括でお願いします。28 番大西博之委員。

28 番 先日、借受人から聞き取りをしてきました。11 番、12 番、借受人が同じですので一括して説明をしたいと思います。借受人は認定農業者でもあり、内容も集積計画通りでした。再設定ということでもあり、特に問題がないと判断します。

議長 続きまして、番号 13 番。30 番澤田憲男委員。

30 番 番号 13 番について、先週ですが、現地の圃場、そして借受人から電話で確認をしました。借受人は地域の担い手でございます。年間 180 日以上農作業に従事しており、内容も利用集積計画通りです。借受人に一応圃場のことについて話を聞くと一部作る面積が減るということで、賃借料等が変更になるということもあり、今回、面積を修正し、再度新たに契約を取り直したことで新規設定となっています。特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 14 番について。2 番今井満隆委員。

2 番 14 番について 3 月 19 日に本人に確認いたしました。現地も確認いたしまして、現在、生姜の土壌消毒をしている状態で、周囲に影響のないことを確認しました。また、祖父から孫に貸すということで、どういふことかと確認したらまだ相続も終わってないということで、家族で貸借ということになっております。本人は普段は生姜をやりながら両親のニラも手伝っており、150 日以上の農作業に従事しております。特に問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 15 番について。6 番下元誠一郎委員。

6 番 番号 15 番について説明をいたします。3 月 25 日に電話にて借受人に確認をしてきま

した。借受人は認定農業者でもあり、地域で株式会社化をしており、大規模な経営を行っております。150 日以上は農作業に従事しており、周辺農地はすべて借受人が耕作をしておりますので、周辺農地に悪影響も与えないことも確認しております。

ちなみに今年の借受人の経営規模を聞いてまいりました。それによりますと、WCS が 74ha、大豆が 34.6ha、生姜が 1.4ha、計 110ha を作る予定だそうです。以上、農用地利用集積計画の通りで問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 続きまして、番号 16 番について。16 番宮脇眞弓委員。

16 番 16 番説明いたします。3 月 22 日連絡をして、借受人とお話をしてきました。内容は地域の担い手でもありますので、利用集積計画の通りで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、番号 17 番から 29 番。17 番西川香代美委員。

17 番 17、18 は借受人が同じなので一緒に説明します。23 日に借受人本人と面談しました。新規設定ですが、なかなか意欲を持っているので、問題ないと判断しました。

19 番、25 日に借受人より確認しました。これも新規の設定ですが、借受人は 10 年ぐらい前から継続的に耕作しているということで、特に問題はないと判断いたしました。

20 番、24 日に借受人より確認いたしました。借受人は長年農業をされており、経験豊富で地域の担い手です。再設定でもあり、特に問題ないと判断いたしました。

21、22、23 番、一緒に説明させてもらいます。24 日に借受人から確認しました。仮受人は長年にわたり農業をされ、経験豊富な地域の担い手です。

21 番については、貸付人が町外在住のため管理も難しく、借受人に依頼があったということで特に問題ないです。

22 については、貸付人のご主人が体調崩されてその時に手助けしたことがあり、もうそのまんま管理の依頼があったということで、特に問題ないと判断しました。

23 については、貸付人が高齢のため依頼ということで、新規の設定ではありますが 21、22、23 番とも近隣ということで、特に問題はないと判断しました。

24、25 番は、同じ借受人なので一緒に説明させてもらいます。

24 日に仮受人から確認しました。借受人は長年にわたり農業され経験豊富な地域の担い手です。再設定でもあり一部新規もありますが再設定の圃場と隣接の場所でもあるので、特に問題ないと考えます。

26 番は、23 日に借受人より確認しました。

借受人は、十和地域で長年農業をされて、地域の担い手でもあるようです。で、十和と大正地域ということで、遠方ということでどうやろうという心配もしたんですけど、長年落花生を作っているということで新規の設定ですが、特に問題ないと判断しました。

27 番、23 日に借受人から確認しました。借受人は長年農業をされ、経験豊富で地域の担い手でもあります。

新規の設定ですが、他地域で圃場管理もきちんとしていて、草刈なんかもきちんとしてほしいという要望があって、一生懸命やっているということで、特に問題ないと判断し

ました。

28、29番は同じ借受人なので一緒に説明します。23日に借受人から確認しました。借受人は長年にわたり地域でも一生懸命農業されて経験豊富な地域の担い手です。28番については新規の設定ですが再設定の圃場と隣接地でもあり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号30番から35番まで一括でお願いします。18番吉田健夫委員。

18番 3月21日に農地の現況確認に行きまして、3月22日に仮受人本人から状況をお伺いいたしました。借受人は、認定農業者ではありませんが、長年にわたり農業され、経験も豊富な地域の担い手です。下津井はもともと実家があった場所で借受人の使用している農地と借り受けている農地がある。隣接している農地のそばの土地の案件でありまして周辺のうちに悪影響を与えるということは、まず考えられないと思いました。耕作状況が年間150日農作業に従事しております。農用地利用集積計画通りです新規の設定ですが、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、番号36番、37番について。39番梶原美智委員。

39番 36番、37番について説明をいたします。22日に貸付人から電話で確認しました。23日に借受人から電話で確認いたしました。36番については、貸付人が遠方であり、また今まで管理していた方が亡くなって出来なくなったため、借受人にお願いをしたとのことです。

37番についてはこの場所は今まで中山間で管理をしていたところということで、引き続きお願いをされたという場所になります。地域の担い手でもありまして、周りに悪影響を与えていない方でもありますので、問題ないと思われます。

議長 続きまして、番号38番から42番一括でお願いします。34番平野直人委員。

34番 番号38番は、3月23日に聞き取り調査をしました。内容も利用集積計画の通りです。借受人は年間150日以上農作業に従事していることも確認しております。周辺農地に悪影響も与えないことも確認しております。再設定で特に問題ないと判断します。

番号39番は、3月23日に聞き取り調査を行いました。内容も利用集積計画の通りです。年間150日以上農作業に従事していることも確認しております。名義が四万十町になっていますが、ここは栽培試験場として四万十町が所有している土地です。現在は農地として貸し出しています。特に問題はないと判断します。

番号40番、3月25日に電話で確認しました。

内容も利用集積計画の通りです。年間150日以上農作業に従事していることも確認しております。再設定でもあり、特に問題ないと判断します。

番号41番と42番は3月24日に聞き取り調査をしました。内容も利用集積計画の通りです。新規ではありますが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 43 番について。13 番武内道則委員。

13 番 21 日に現地確認と聞き取りを行ってきました。現況は田であり、畦畔と土羽と綺麗に草刈りをして管理されておる農地でございます。周辺農地に迷惑をかけてないこと、また 150 日以上就農されることを確認しております。現在はこの田んぼですが栗が植わっております。この地域は四万十川本流より揚水をしておりますが、水路を延々と流れてくるこの田んぼ末端の方にありまして、水があんまり取水機から来ないということで、水稻を諦めて 3 年前に栗を植えたということですが、栗も太りも悪くて毎年毎年シルバー人材を雇って草刈りをしておる状態だそうです。栗もまだ 1 年、2 年で、5 年ぐらいまだ取れんがやないろうかということで、草刈だけの維持費が非常にかかってですね、割に合わんということで、借受人の方に相談しましたところですね。そんならうちが作るわということで丸投げして、できた栗はどうぞ使ってくださいということでお願いしたということです。

この期間ですけど、5 年という契約期間でございますので、仮受人の方に電話で聞きましたが、20 年ぐらいはできるそうですが、しませんかという相談をしましたが、5 年ごとに、栽培計画とか色々なことを計画を練り直すので、5 年間一応借りて、5 年後にまたそれを見直してですね、あんまり栗で儲からんならば、これまた返すとそういう考えでございました。当然、うまいこといけば更新、更新していくつもりではあるということでございます。周りも色々やっておりますが、特に従業員もおりますので、綺麗に管理される方だと思いますので、問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 44 番について。36 番上野渡委員。

36 番 番号 44 番について、3 月 21 日に現地確認と電話で借受人、貸付人双方から聞き取りをしました。貸付人は町外在住で、この田んぼはもともと別の方に貸していたそうですが、その方がもう高齢でこれから作っていくことはなかなか難しいということで、今回の借受人を紹介してくれたそうです。借受人は、今回借り受けた圃場では、かぼちゃを作付けする予定だと言っていました。草刈りなどもきちんとしてますということで、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。内容も利用集積計画の通りで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 52 号、番号 1 番から番号 44 番について質疑を許します。質疑はありませんか。3 番谷脇誠郎委員。

3 番 質問というよりはですね、教えていただきたいのですけど。

番号 22、23 の賃借料ですが、この粃 3 袋とは僕らぴんとこんがですけど玄米にしたら何キロぐらいになるでしょう。

17 番 粃で 30 kg の米袋でだいたい半分くらい。

議長 新しい委員さんは知らない方がいると思いますが、大正、十和地区では粃で保管して

粃ですれる精米機があつたりして、保管を粃でやる方がいるようです。そういった形の案件も出てくる。旧窪川地区なんかはあまり粃は出ませんが。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 44 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 44 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 45 番の審議を行いますので、30 番澤田憲男委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 45 番の説明をいたします。議案書は 23 ページ、添付資料は 147 ページからになります。

番号 45 番、土地の所在地、弘見字小田ケ市 324 番 1、地目、田、面積 903 m²です。設定は新規になります。

期間は令和 7 年 3 月 27 日から令和 10 年 3 月 26 日の 3 年です。

作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長 議案第 52 号、45 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。9 番山本道雄委員。

9 番 昨日 25 日に現地確認と現地から電話で貸出人と借受人に連絡を取りました。借受人は息子さんが認定農業者で地域の担い手でもあります。同一家族の経営で利用集積計画の通りであります。新規の設定ですけれども、特に問題はないと思います。

議長 議案第 47 号、45 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 45 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 45 番は、原案のとおり可決されました。
30 番、澤田憲男委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長 澤田憲男委員、番号 45 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 46 番及び 47 番の審議を行いますので、36 番上野渡委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 46 番、土地の所在地、井崎字コヲカギレ 2472 番、地目、田、面積 1,050 m²です。
外 2 筆あり計 3 筆、面積は 3,261 m²です。設定は更新になります。
期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。
作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です
番号 47 番、土地の所在地、井崎字ウシノダバ 439 番 1、地目、田、面積 118 m²です。
外 1 筆あり計 2 筆、面積は 345 m²です。設定は更新になります。
期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。
作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。
説明は以上です。

議長 議案第 52 号、番号 46 番及び 47 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。46 番、47 番について。14 番吉良榮委員。

14 番 番号 46 番、47 番は貸出人、借受人が同じでありまして。一緒に説明させてもらいます。22 日に現地確認と借受人から聞き取り調査を行いました。

現況は田です。すでに今季の稲作の準備をしておりました。仮受人は認定農業者であります。年間 150 日以上農作業に従事し、稲、シシトウ、茶、センブリなどを栽培しています。また、昨年より新しい作物も植え付けており、農地を効率的に利用しています。非常に意欲のある方で地域の担い手であります。この地域では数少ない専業農家です。

貸出人ですが、高齢のために十数年前より農作業が困難な状態でした。借受人が利用権設定するまで、親戚の方が稲の植え付けから刈り取り収穫までしてあげていました。賃借料が玄米出来高 3 割というのは、貸出人が年間消費する米の量でした。残り 7 割を親戚の方が 3 割あるけん、あとの 7 割はおらにくれということで決定したようです。

また、今の借受人も貸出人の親戚となるので、そのままの条件で利用権設定をいたしました。周辺農地へも悪影響を与えません。更新でもあり議案第 52 号、46、 47 番は問題ないと判断いたしました。審議をお願いいたします。

議長 議案第 52 号、番号 46 番及び 47 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 46 番及び 47 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 46 番及び 47 番については、原案のとおり可決されました。

36 番上野渡委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 上野渡委員、番号 46 番及び 47 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 48 番から 50 番の審議を行いますので、18 番吉田健夫委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 48 番、土地の所在地、大正大奈路字向八足 1021 番、地目田、面積 1,642 m²です。外 1 筆あり計 2 筆、面積は 2,772 m²です。設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です

番号 49 番、土地の所在地、大正大奈路字松ノ駄馬 1045 番、地目田、面積 640 m²です。

外 2 筆あり計 3 筆、面積は 4,999 m²です。設定は新規になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です

番号 50 番、土地の所在地、大正大奈路字ノタメ 1055 番、地目田、面積 1,613 m²です。設定は更新になります。

期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。

作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長 議案第 52 号、番号 48 番から 50 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。39 番梶原美智委員。

39 番 48、49、50 番、借受人が同じなのでまとめて説明をさせていただきます。22 日に借受人から電話にて確認しました。

48 番については 23 日貸付人とお会いして確認をしました。48 番については、貸付人側が高齢でできなくなったことと、息子さん、娘さんが遠くにいて困難になって、借受人にお願いをしました。

49 番については、もともと中山間の関係で借受人が管理していた場所で新規ではありませんが、問題はないと思われます。

50 番については更新であります。借受人は農業委員で認定農業者でもあり地域の担い手でありまして、年間 150 日以上農作業に従事しており周りにも悪影響を与えないように、有効的に利用しておりますので、問題ないと思われます。以上です。

議長 議案第 52 号、番号 48 番から 50 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 52 号「四万十農用地利用集積計画の決定について」番号 48 番から 50 番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 52 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 48 番から 50 番は、原案のとおり可決されました。

18 番吉田健夫委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 吉田健夫委員、番号 48 番から 50 番は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 9、議案第 53 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 10 日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。それでは、担当課の説明を求めます。

農林水産課 いつもお世話になっております。農業振興地域整備計画の担当をしております農林水産課の岡本です。資料については別冊となっております。それでは、議案「農業振興地

域整備計画の変更について」をご説明させていただきます。

今回は農用地区域への編入が1件3筆、除外が4件4筆となっておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページをご覧ください。まずは編入案件について、ご説明致します。今回の編入案件につきましては、全て令和7年度から日本型直接支払い制度に新規加入する為に編入したいと申出のあった農地となります。

また、資料といたしましては、位置図と航空写真を付けています。

整理番号1、関係者は記載のとおりです。

農地は大字床鍋字エンノシマ 667-1、667-2番、667-8番。航空写真は5ページをご覧ください。計3筆、現況地目はいずれも「田」となっております。地積は合計で1,880㎡となっております。

整理番号1は、来年度で5か年計画が切り替わる日本型直接支払い交付金事業の事業精査をしたところ、耕作範囲内であるにも関わらず、周辺地は既に交付をされており、未加入・残地のような形になっておりました。今回、編入の希望が地元からあったと担当から聞いております。編入案件については以上です。

つづきまして、除外案件についてご説明致します。資料といたしましては、位置図と航空写真に加えて現地写真を付けています。

資料の6ページをご覧ください。

整理番号1、関係者は記載のとおりで、与津地字源太郎山 1301番、現況地目は畑、25.01㎡を墓地にしたいとの申し出がありました。現地写真は13ページです。

近くに公営墓地もなく、自宅からほど近く、また周辺には自己所有の農地しかない当該地を選定したとのことでした。

6ページに戻りまして、整理番号2、関係者は記載のとおりで、下道字長田ノ畝 49-3番、現況地目は畑、27.49㎡を墓地に供したいとの申し出がありました。現地写真は18ページです。

近くに公営墓地もなく、自宅からほど近く、また周辺には自己所有の農地しかない当該地を選定したとのことでした。

整理番号3、関係者は記載のとおりで、河内字堤ノ内 201番、現況地目は田、20㎡を墓地にしたいとの申し出がありました。現地写真は23ページです。

親族の遺骨が埋葬できていないため、自宅近くの当該地を選定したとのことでした。他の使い勝手のよい農地は農業を継続する上でも必要ですが、選定したスペースは農地のはじにあり、維持管理にも苦慮していたので有効活用をしたいとのことでした。

整理番号4、関係者は記載のとおりで、小野字石橋ノ上ミ 365-3番、現況地目は畑、182㎡を宿泊施設の駐車場にしたいとの申し出がありました。現地写真は28ページです。

隣接する居宅 2 棟は令和 5 年度に四万十町が中間管理住宅整備事業で改修しており、令和 6 年 4 月に所有者と四万十町が賃貸借契約を締結し、1 棟を入居者用の居宅として、もう 1 棟を宿泊施設として運営している状況、現状では入居者と宿泊者の駐車スペースが十分に確保できない状況。他に適地もなく、当該地を選定したとのことです。

以上、合計で 4 筆、254.5 m²について除外したいと申し出がありました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 議案第 53 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 53 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」異議ない旨、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 53 号四万十町農業振興地域整備計画の変更については、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

議長 ただいま議案第 53 号が議決されました。

お諮りいたします。

議案第 53 号、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 10、議案第 54 号「令和 7 年農作業標準賃金の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 54 号、「令和 7 年農作業標準賃金の設定について」をご説明します。
議案書 27 ページは窪川地域、28 ページは大正十和地域の表になっております。
内容については、先月の総会後に各地域の委員に分かれていただき、それぞれ意見を

出してもらったものにしております。昨年度からの変更点は赤字で示しております。

まず、27 ページの窪川地域です。窪川地域の標準賃金については昨年度全体的に上げたという事もあり、基本的には据え置きとなっています。

その他の作業について令和6年10月9日に高知県の最低賃金が一時間あたり897円から952円に改定されていますので、下限を7,200円から7,700円に変更しております。

欄外の注意書きなどについては、昨年度と同様です。

次に、28 ページの大正・十和地域についてです。大正・十和地域についても、高知県の最低賃金改定を受け、7,200円から7,700円に変更しております。なお、上限については、昨年度まで10,000円としていましたが、作業賃金は同町内で違うというのはおかしいという事になりまして、窪川地域と同じく、12,000円としております。

欄外の注意書きについても、昨年度と同様にしております。

以上が、委員の皆さんの意見を反映させた【案】となります。

なお、本日決定いただきましたら、4月の区長文書で各戸配布を行いたいと考えております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第54号について質疑を許します。質疑はありませんか。

事務局 窪川地域の育苗の一箱880円なんですけど、これ昨年度と据え置きの状態にしてるんですが、役員会の中でも話がありまして、本年度支援センターの方が育苗の単価をあげてるようです。それに合わせるかどうかを総会の中で、決めたらどうかということで、黄色で網かけしているところです。

議長 説明いただきました。その情報が入ってきたようですので、ここをどうするかという部分で窪川地区になりますがどうでしょう。

議長 支援センターに問い合わせ、その支援センターの金額を聞いて載せさせていただくということによろしいですか。

黄色い部分の880円をそのようにさせていただきます。その大正十和とはこれがまだ950円とかなると本当差が出てくると思いますが、そこらへん大丈夫ですかね。

議長 大正十和は農楽里を基準としているようなので、これが上がっているようであればここを変えるということによろしいでしょうか。

議長 標準賃金の部分は、1箇所2箇所。確認の上、その金額に変えていくということで、承認をいただきたいと思います。

議長 他に質問等はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 54 号を一部聞き取りの上修正した上で原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって議案第 54 号は可決されました。

議長 続いて、日程第 11、議案第 55 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議長 議案第 55 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてご説明します。資料は添付資料の 170 ページから 172 ページです。

この最適化活動の目標設定については、毎年 3 月に翌年度の目標設定を行う事となっているもので、昨年度からの変更点を中心にご説明いたします。

変更箇所については、青色で網掛けしております。

「1 農業委員会の状況」というところですが、令和 6 年 9 月 1 日に新たに委員の任命がありました。任期は令和 9 年 8 月 31 日です。以下、数値的な部分は、基本的には 3 月末時点の数値に更新していますのでまたご確認いただけたらと思います。

次のページ、「Ⅱ 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標」についてです。

(1) 農地の集積については、②目標の、農地の集積の目標年度令和 13 年度、集積率 58%は変更はありませんが、これまでの集積面積に変更が生じていますので、目標値について若干の修正を加えております。

目標値でいきますと、今年度の新規の集積面積が 30.6 ヘクタールで今年度末の集積率の目標として 50.5%を目指していくという内容となっています。これまでの集積の実績とかですね、そういったところで、計算式が決まっていますので、それで修正ということになっております。

中ほどの「(2) の遊休農地面積」については、現状値に改めるとともに、遊休農地の解消目標面積も併せて変更しております。

最後のページになりますが、「(3) 新規参入の促進」についても、令和 6 年度については実績を記入しております。最後の「2 最適化活動の活動目標」についてですが、基本的には本年度と変更はなく、活動日数も 6 回、強化月間についても変更はしていません。7 月 8 月が遊休農地の解消ということでそれぞれの強化月間の内容のとおりになっています。12 月は出し手受け手の掘り起こしを行っていただく強化月間ということで設定しておりました。こういった内容の活動をしていただけたらと思います。「(3) の新規就農相談会への参加目標」についても、令和 6 年度と同等の相談会が予定されていますので、例年通りの参加目標としています。説明は以上です。

議長 議案第 55 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 55 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 55 号、「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 55 号、「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」については、原案のとおり可決されました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 12、報告第 31 号「令和 6 年度 四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 31 号「令和 6 年度四万十町農業委員会活動報告について」を報告いたします。添付資料は 173 ページからです。今年度は「地域計画」に係る「目標地図の素案」づくりに向けて農家意向調査に取り組み、完成させることができました。

また、農業委員会の取り組みを通じて出された意見や要望を基に「四万十町農業委員会 2024 年意見書」を町長に提出いたしました。

9 月には農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選が行われ、新しい体制がスタートしました。新委員への業務説明会や全員研修会など行い農業委員会活動の理解を深めました。

委員会の主な活動としては、毎月の総会、役員会では法令業務のほか、所掌事務等について協議を行いました。

法令業務については、農業委員会の業務の柱である法令業務を、透明性、公正、公平性をもって行い、適正かつ円滑な運用に努めました。

最適化の推進としまして、最適化活動の目標設定が行われ、各自目標達成に向けて努力していただきました。

情報の提供としまして、農業委員会だよりを年 2 回発行しており、本年も「四国ブ

ロック農業委員会情報誌コンクール」で「最優秀賞」を受賞しております。

地域委員会での活動や会議及び委員研修も積極的に行われ、活動的な1年でした。

令和6年度の1年間の審議案件・活動状況については175～179ページに載せてあります。以上、報告第31号について報告させていただきました。

議長 報告第31号について事務局の報告が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第31号「令和6年度 四万十町農業委員会活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第13、議案第56号「令和7年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号「令和7年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画について」を説明します。添付資料は180ページからです。

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、農業委員会にはこれからの農地を守るための活動が期待されています。農業委員会の役割が重要となる中、引き続き農地制度の適正な執行と、農地利用の最適化を推進する活動である「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」をより進めるとともに、関係機関と連携して「地域計画の推進」に向けて取り組んでいきます。

活動計画としまして、基本である農業委員会が所掌する法令に基づく業務のほか、農地利用の最適化に向け農業委員、農地利用最適化推進委員が協力し活動を行っていきます。

活動記録簿につきましては毎年お願いをしておりますが、活動のたびに記入していただき最適化活動の活動目標のひと月6日の達成に向けてよろしくお願いします。

他の活動につきましても6年度同様、積極的に取り組んでいきます。

以上、議案第56号の説明を終わります。

議長 議案第56号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第56号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認め質疑を終結し採決します。
- 議案第 56 号「令和 7 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第 56 号「四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は原案
のとおり可決されました。
- 議長 お諮りいたします。
- ただいま、お手元にお配りいたしました、
報告第 32 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」追加日程 1 として、日程
を変更し、ただ今より議題とすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、ただ今より追加日程第 1 報告第 32 号「農業委員会事務局
職員の人事異動について」を議題とします。
- 本議題につきましては、四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条により、
本委員会の職員の任免を行うものです。
- 同規則第 2 条の規定によりその内容について事務局より報告を求めます。
- 局長 報告第 32 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」を報告させていただきます。
- 四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条及び第 2 条の規定により、次の
職員を任命するので報告いたします。
- 令和 7 年 4 月 1 日、清藤真希 農業委員会事務局職員及び事務局長兼西部駐在所長を
解く。
- 令和 7 年 4 月 1 日、山陸聖弥 農業委員会事務局西部駐在所主査の兼職を解く。
- 令和 7 年 4 月 1 日、小嶋二夫 農業委員会事務局長を命ずる。兼ねて農業委員会西部
駐在所長を命ずる。
- 令和 7 年 4 月 1 日、槇尾拓生 農業委員会西部駐在所主査を命ずる。以上です。
- 議長 報告第 32 号「農業委員会事務局職員の人事異動について」を終わります。
- 議長 続いて、日程第 11、その他の件について議題とします。
- 何かありませんか。3 番谷脇誠郎委員。
- 3 番 すいません。この間、テレビを見よったら、現農業委員の佐竹孝太さんがテレビに出
てインタビューを受けてまして、ビックリしてテレビ見てました。四万十川がここ数年
で非常に水質が汚れてきたということです。それで四万十川の水質をなんとか改善せな
いかんというプロジェクトが立ち上がったみたいで、農業分野で生姜を作ってる佐竹さ

5 番

んの方はですね、非常にこう高いハードルの取り組みを行っているようですので、テレビも見えない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ紹介をしていただければなど。

ありがとうございます。もう皆さん脳が溶けかかっていると思います。短めに言います。テレビ見ていただいてありがとうございます。今ですね、NBS っていう取り組みで、自然環境通じて社会課題に取り組もうという取り組みをアメリカのスミソニア研究所というところと一般社団法人の環境生物学の団体と一緒にですね、今先生が取り組んでいます。

事の発端は四万十川がやっぱ汚れていて、ここは仁淀だとか黒尊とか、いろいろ図っても数字上適正数値よりはやっぱ汚れていると。上の水はまあまあ綺麗だけど、少し水路の 30cm 下を測るとかなり汚れているということで、僕たち農家も含めて何か課題解決ができないかっていうことで、今年はじゃあもうやるしかないっていうことで、生姜の畑を設定して、もうすでに重機入れて、そこにビオトープですね。池を作って、ちょっと乗り越えて池を作っていったというところを試します。20 年、30 年かかる取り組みです。

その中で何か水性昆虫とか、水生動物とかいろんなことも含めて回復しながら、四万十川にきれいな水が流せないか、難しい取り組みですけど随時やっていくので、ご興味があればまた資料等構えてくるので、その時に興味があればお渡ししていくので、実地の見聞といろんな数値等見ていただきながら、取り組めたらいいのかなと思います。それと可能性としては、今まで基盤整備された土地があつてすごく便利よく使われてきましたが、これから多分だんだんに水を取っていった、すげえお米が作りにくいっていう圃場が、最後にそういう湿田を作って、汚れた水を浄化して四万十川に流すっていう、そういう野菜の商品が日の目を浴びてくる 10 年、20 年後が必ず来ると思います。なので、前向きに取り組むと、作りにくい土地も意外と基盤整備されてない土地がすごい価値を生む時代が来るかもしれないので、未来に向けたことも含めて、皆さんとまた情報共有していければと思います。以上です。ありがとうございます。

議長

他に何かありませんか。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和 6 年度四万十町農業委員会 3 月総会を閉会いたします。

礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 20 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和 7 年 月 日

会 長 _____

署名委員 16 番 _____

署名委員 22 番 _____